

令和3年度川西町若者定住住宅支援事業の概要

受付開始 令和3年4月15日(木) から

1. 目的

本町に若者が定住することを支援し活力に満ちた魅力ある地域社会の構築を図るため、定住する意思をもって町内に住宅を取得する若者夫婦世帯等に対して予算の範囲内で交付するものです。

2. 用語の定義

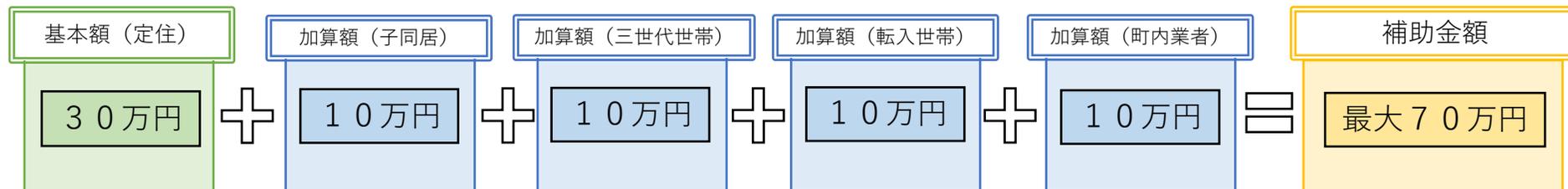
- (1) 定住・・・本町の住民基本台帳に記録され、本町に住宅を有し当該住宅に5年以上居住することをいう。
- (2) 若者夫婦世帯・・・夫又は妻が満49歳以下で戸籍上婚姻関係にある世帯をいう。
- (3) ひとり親世帯・・・満49歳以下の父親又は母親と子からなる世帯をいう。
- (4) 町外転入世帯・・・町外に1年以上居住し、町内に転入する世帯をいう。

3. 交付対象者・・・次のすべてに該当する方

- (1) 定住の意思をもって本町に住宅を取得し、住宅に係る所有権の持分を有する若者夫婦世帯又はひとり親世帯
- (2) 市町村税に滞納がない方
- (3) 公共事業による移転補償に伴う住宅の取得でない方
- (4) 町が交付する住宅の取得に関する他の補助金を受けていない方
- (5) 補助金の交付決定後に住宅に係る工事請負契約又は売買契約を締結する方
- (6) 令和4年3月31日までに住宅を取得し実績報告により報告できる方

4. 補助金の額・・・補助金の額は、住宅取得額の2分の1、又は下記の補助金額のうち低い額とする。

- (1) 基本額 若者夫婦世帯又はひとり親世帯が住宅を取得する場合・・・30万円
- (2) 加算額
 - ① 義務教育終了前の子を養育し同居している場合・・・10万円
 - ② 三世帯世帯が同居する場合・・・10万円
 - ③ 町外転入世帯を含む場合・・・10万円
 - ④ 町内業者と契約し住宅を取得する場合・・・10万円



5. 担当課 川西町 地域整備課 建設管理グループ 電話番号0238-42-6647 (直通)